

ヘルメット 命のお守り 忘れずに

～自転車を安全に利用しよう～

自転車は「車両」です。

自動車と同じように法律で定められた交通ルールを守る義務があり、罰則が科せられることがあります。

また、自転車の乗り方によっては、相手にけがをさせる凶器ともなります。自転車安全利用五則を始めとする自転車の交通ルールを正しく守りましょう。

～自転車安全利用五則～

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



浄心だより

西警察署
上名古屋交番
052-531-0110

(特殊詐欺の分類にSNS型投資詐欺・ロマンス詐欺が4月から計上されたことから1月から遡り計上しています。)(令和8年1月～4月暫定)

城西学区

侵入盗	2件
自動車盗	0件
自転車盗	8件
特殊詐欺	5件
万引き	3件

上名古屋学区

侵入盗	0件
自動車盗	0件
自転車盗	6件
特殊詐欺	3件
万引き	0件

児玉学区

侵入盗	0件
自動車盗	0件
自転車盗	7件
特殊詐欺	2件
万引き	1件

WARNING

契約は納得してから！

～悪質商法の被害にかからないために～



「絶対に儲かります」などと甘い言葉で勧誘し、未公開株や社債の取引、ファンドへの出資等の名目で高額な金を振り込ませ、配当がないばかりか、実際には投資の運用実態すらないといった詐欺的な被害が増加しており、その被害金額もかつては何十万単位であったものが、今では何百万、何千万円といったものもあり、高額化の傾向にあります。

悪質商法の手口は、年々巧妙になってきており、こうした被害に遭わないようにするには、皆さん一人ひとりがしっかりした心構えをもつことが最も大切です。



正義の道を行け 未来を切り拓け



採用情報
ウェブページ

